

ASEAN会計士連盟（AFA）会長に訊く 「AFAの活動と相互承認取決めの展望」

本連載では、近年ますますそのビジネスを多角化させ、多様な会員を世界中から取り込み国際化することで、競争優位を保とうと試みる職業会計専門家団体の動きや、それを実現させるための新しい資格の創設、あるいは資格の相互承認の促進といった、会計プロフェッションをめぐる様々な国際的動向のうち、主要と思われるものについて紹介している。

連載第7回目は、本誌2014年6月号57頁～で紹介した「ASEANにおける地域統合と、サービス貿易の自由化及び資格の相互承認」のフォローアップとして、ASEAN会計士連盟（AFA：ASEAN Federation of Accountants）の会長を務めるフィリピン公認会計士協会事務局長のEstelita C. Aguirre氏に、AFAの活動や、2014年8月にも署名が予定されている「ASEAN会計サービスの相互承認に関する取決め（ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Accountancy Services）」について直接お話を伺うことができたため、その内容を紹介する。

1 はじめに

AFAは、1977年に東南アジア諸国連合（ASEAN）に属するインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの5つの国の職業会計専門家団体により設立された組織で、その後、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー及びカンボジアの5か国が加わり、ASEAN全域の職業会計専門家団体等から構成される会計士連盟となった。AFAの掲げるビジョン、使命、及び目的は次頁の図表1のとおりである¹。

AFAの会員分類には、正会員と準会員の2種類がある。正会員となれる資格は、ASEAN加盟10か国の職

業会計専門家団体等で各国の国内法又は規制において承認又は権限を付与された団体等に限定されており、さらに、国内に複数の団体がある場合は、そのうち1団体のみが正会員として加入できるようになっている。一方で、ASEAN地域以外の国の国際的に認知されている職業会計専門家団体にも準会員としての加入が認められており、現在は、オーストラリア公認実務会計士協会（CPAオーストラリア：Certified Practicing Accountants of Australia）、旧オーストラリア勅許会計士協会（ICAA：The Institute of Chartered Accountants Australia）、現在のオーストラリア・ニュージーランド勅許会計士協会（CAANZ：Chartered Account-

ants Australia and New Zealand）、英国勅許公認会計士協会（ACCA：The Association of Chartered Certified Accountants）、及びイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW：The Institute of Chartered Accountants in England and Wales）が準会員となっている。準会員となっている団体は、いずれもASEAN諸国に地域事務所を設置しているか、あるいは、今後、設置予定で、ASEAN地域で業務を行う各団体の会員への支援を行うとともに、特に、国際的な職業会計専門家団体としてASEAN諸国における会計・監査制度等の発展に寄与することが期待されている。

なお、AFAの会長及び副会長はそ

【図表1】AFAのビジョン、使命及び目的

ビジョン	ASEAN地域の職業会計専門家を代表する組織として世界的に認知されること
使命	ASEAN地域の職業会計専門家を発展させ、AFA正会員諸国の社会経済の向上を支援すること
戦略目標	① AFAの組織基盤の強化 ➢ プロジェクトの調整と監視（各プロジェクトの調整を行う担当者の任命と連絡の確立） ➢ コミュニケーション・ウェブサイトの充実を含めた対外・対内コミュニケーションの強化 ② 能力育成（キャパシティ・ビルディング）支援 ➢ 最善の実務慣行（ベスト・プラクティス）と資源の共有並びに特に国際会計士連盟（IFAC）の「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント（SMO）」の遵守を実現するための各加盟団体間の協力プラットフォームの構築 ➢ ASEAN地域における能力育成に関して、アジア開発銀行などの開発援助機関との協力 ③ ASEAN地域における職業会計専門家の地位を向上させるための具体的な取組み ➢ 加盟団体に有用となる分野についての研究の実施又は参加 ➢ 職業会計専門家及びASEAN地域全体の経済の向上に資する研修活動及びカンファレンスの実施 ➢ ASEAN地域及び国際的に関心の高い事項についてのASEAN会計士の代表としての意見の発出

（出所：AFA2013年度年次報告書及びAFAウェブサイトより筆者作成）

れぞれ1名で、任期は2年とされ、ローテーションで各加盟団体の代表者が務めることとなっている。現在のAFA会長は、フィリピン公認会計士のEstelita C.Aguirre氏（任期：2014～2016年）、副会長はラオス公認会計士のSonexay Silaphet氏となっている。副会長は、2年の任期後、会長に昇任することとなっているため、次期会長はSilaphet氏（任期：2016～2018年）の予定である。AFAの事務局（Secretariat）については、以前は各加盟団体で持ち回りで担当していたが、2011年にインドネシア（インドネシア会計士協会（IAI：Ikatan Akuntan Indonesia）内）に恒久的な事務局を設置した。

2 「ASEAN会計サービスの相互承認に関する取決め（ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Accountancy Services）」

以前、本連載²で紹介したとおり、ASEANは、他国（団体）の資格等の承認手続や、資格等を相互承認する場合に用いることのできる教育及び実務経験等に関する要求事項等のモデルを示した、会計サービス分野

における相互承認枠組み協定を2009年に締結している。ASEANにおいて、この枠組み協定をより実効性のあるものへと作り替えるための見直し作業が進められた結果、2014年8月に開催されるASEANサービス協調委員会（ASEAN Coordinating Committee on Services）において、全ASEAN加盟国の代表によって新しい協定に署名、締結することが予定されている。

新しい協定は、「ASEAN会計サービスの相互承認に関する取決め（ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Accountancy Services）」（以下「相互承認取決め」という。）と呼ばれ、所定の要件を満たしたASEAN各国の職業会計専門家にASEAN勅許職業会計士（ACPA：ASEAN Chartered Professional Accountant）の称号を与えた上で、出身国以外のASEAN加盟国でサービスを提供する場合は、当該国の規制当局に登録外国職業会計士（RFPA：Registered Foreign Professional Accountant）として登録させ、監査報告書の署名³及びその他各国の国内法で制限される分野を除く、会計・監査及び簿記サービス（CPC 862）⁴

の提供を可能にするという協定⁵である。相互承認取決めにに基づく資格の相互承認手続の流れについては、次頁の図表2のとおりである。

3 AFA会長に訊く「AFAの活動と相互承認取決めの展望」

2014年6月25日、日本公認会計士協会（JICPA）とフィリピン公認会計士協会（PICPA）とのさらなる相互理解の促進と今後の継続的な交流の架け橋を築くことを目的に、JICPAの染葉真史国際担当常務理事、関川正主任研究員及び事務局がPICPAを訪問した機会をとらえ、AFA会長のAguirre氏に、AFAの最近の活動と2014年8月に署名、締結されることが見込まれる相互承認取決めについてインタビューを行った。インタビュアーは関川主任研究員である。

① AFAの使命と活動について

関川 本日はお忙しいところ、お時間を頂戴し、ありがとうございます。まず、AFAの使命と最近の活動についてご説明いただけますか。

Aguirre AFAは、当初、5か国のASEAN諸国の職業会計専門家団体により設立され、その後、加盟団

[illegible]

関 川 現在、ASEANでは、会計サービスにおける相互承認取決めの検討が進められていると認識していますが、この相互承認取決めに ついて簡単にご説明いただけますか。

Aguirre この相互承認取決めの最終ドラフト作成までに、非常に長い時間がかかりました。会計サービスについては、2009年の段階で相互承認枠組み協定が締結されていますが、その後、6年にわたって議論が続けられ、今般の相互承認取決めの最終ドラフト作成に至りました。長い時間がかかりましたが、規制当局をはじめとする、すべての関係者がこの新しい取決めに歓迎し、ASEAN加盟国が署名する予定です。留意すべき点は、本取決めにによって、会計サービスの自由な貿易が実現されるものの、相互承認取決め第3条「範囲」において記載のとおり、外部監査業務⁶は今回の協定の範囲からは除外されるということです。

外部監査業務については、今後、加盟国間の交渉により締結される二国間あるいは多国間協定で、別途、その提供について何らかの合意が行われれば可能になるものの、今回の相互承認取決めの範囲からは除外されています。したがって、2015年にASEAN経済共同体がスタートする時点では、外部監査業務を除いた職業会計専門家によるサービス⁷の自由な貿易が実現するということになります。

③ 相互承認取決めからの外部監査業務の除外について

関 川 外部監査業務が今回の相互承認取決めの範囲から除外された理由をご説明いただけますか。

Aguirre 会計・監査制度等に係る法制が国によって異なり、また、職業会計専門家によるサービス提供について、それぞれの発展状況や相互受入れ状況に違いがあるためです。外部監査業務については、例えば、外国の職業会計専門家による従事を

禁止する規制がある加盟国があるなど、いまだに検討が必要な事項が残されています。各国の規制が異なるため、調和が必要な分野があります。各国の規制がすべて同じになるということは難しいかもしれませんが、少しでも調和が図られるよう努力をしています。

④ 相互承認取決めの実現性について

関 川 ASEANは、内政不干渉・全員一致（コンセンサス）を原則としており、ASEANの決定には法的拘束力はなく、各加盟国にASEANの決定に従うように強制することはできないと理解しています。したがって、ASEANは、基本的な方向性や概念は提供できますが、それを実施するかどうかは各加盟国に委ねられています。これを踏まえた上で、今回の相互承認取決めが実行され、会計サービスの自由な貿易が実現すると考えていらっしゃいますか。

Aguirre ブルネイやカンボジアの関係者が、すでに自由なサービス貿易は実現していると主張するかもしれませんが、実をいうと、この相互承認取決めがなくても、ASEANの市民、例えば、フィリピンの公認会計士がASEAN域内の他国に移動し、サービス提供を行うということは、今も行われています。つまり、すでに職業会計専門家によるサービスの自由な貿易は行われているわけで、これには、相互承認の取決めは必要なかったわけです。我々が今、行っていることは、この流れを一定の形に公式化することで、ASEAN地域の職業会計専門家が個別に業務提供が可能かどうかを調べたり、開業手続をしたりするなどのプロセスを経なくても済むようにしようとい

うことです。したがって、今回の相互承認取決めは職業会計専門家による国境をまたいだサービス提供の流れを公式化しようとするものです。

関 川 現在は、例えば、カンボジアでサービス提供を行うフィリピンの公認会計士には、正式な形で法的地位が与えられたり承認されたりすることはないということですね。しかし、今回の新しい相互承認取決めとASEAN勅許職業会計士（ACPA）資格の導入により、これら会計士に登録外国職業会計士（RFPA）の資格がサービス提供先のASEAN各国内で与えられることで、出身国以外のASEAN諸国で働く職業会計専門家に明確な身分証明と承認が与えられるということですね。

Aguirre そのとおりです。ACPAになるためには（各国の監視委員会等に）申請をする必要がありますが、ACPAの資格が与えられれば、その他のASEAN諸国で働くためのRFPA取得申請を行うことができます。そして、サービス提供先のASEAN諸国が認めれば、これらの国でRFPAとして働くことができるようになるということです。

⑤ ACPAと各国の制度の違いについて

関 川 ACPAの資格付与に関し、最低限求められる教育、実務経験及びその他の要件は、ASEANが定めています。仮に、これらの要件を満たさない制度のもとで資格を付与された職業会計専門家がACPAを取得したいと考えた場合、さらに追加で各要件を満たさなければなりません。追加で要件を満たしてACPAを取得すれば、この資格がその他の国でも認められるということでしょうか。

Aguirre そのとおりです。職業

会計専門家の受入れについては、教育要件や実務経験要件等相互承認取決めに定められた要件を満たすと認められれば、ACPA資格が与えられます。現段階では、相互承認取決めに署名が行われていないため、これらの要件はまだ各国の法律や規制には盛り込まれていません。今後、これらの要件を検討し評価する監視委員会や、その他関連する委員会が設置される予定ですが、まだ実行途中です。現時点でAFAは、ASEANに提出したASEAN加盟10か国の職業会計専門家制度の比較表を精査し、どのような面で格差があるのか、そして、今後、この格差を低減するためにどのような取組みを行うべきかの検討を行っているところです。この検討は、AFAでは実質的に進んでいるとはいえませんが、AFAの活動に協力してくれている世界銀行が、各国の差を示した比較表を作成してくれましたので、どのような分野を優先すべきかの協議はすでに行いました。

関 川 つまり、ACPAのコンセプトは、ASEAN各国、特に、職業会計専門家制度の面で発展が遅れている国を喚起し、品質を向上させることで、相互承認取決めで認められる一定のレベルに引き上げようということですね。

Aguirre ASEAN加盟国間には、実際に大きな格差があります。例えば、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、及びタイといった先進的な国がある一方で、IFACの基準を含む会計・監査に関わる国際的な基準の採用をはじめたばかりという国もあります。これらの国が、今後、国際的な基準に沿った制度構築を行い、ASEAN加盟国

間の格差が低減するよう、これらの国に対する支援を含む戦略計画をAFAで作成したばかりです。AFAの活動の優先事項としては、第一に職業会計専門家をめぐる諸制度の面でASEAN加盟国間の格差を低減することで、そのために、AFAでは委員会も設置しました。この委員会の議長はフィリピンが務めています。



⑥ 外国の職業会計専門家資格の受入れと相互承認取決めについて

関 川 ここで、少し外国の職業会計専門家資格の受入れと相互承認取決めについてうかがいたいと思います。例えば、マレーシアやシンガポールの場合、これまで、多くの会員が出身国で資格を取得するのではなく、例えば、CPAオーストラリア、ACCA又は旧ICAA（現在のオーストラリア・ニュージーランド勅許会計士協会（CAANZ））などが提供する職業会計専門家教育プログラムを経て職業会計専門家としての資格を取得し、この資格をもって自国に戻り、自国の会計士としての登録を申請するということが多いと聞きます。このような自国以外の職業会計専門家制度を利用して資格を取得した専門家にも、ACPA資格の取得は可能なのでしょうか。

Aguirre 相互承認取決めの第4

条にあるとおり、ACPAの取得に必要な要件として、各国団体が定める教育要件を満たしていることが求められています。仮に、マレーシアやシンガポールが、外国の団体で取得された教育をそれぞれの国で定める教育要件と同等と認めれば、ACPAの取得要件の1つを満たしたことになります。なお、今回、ASEANで締結する相互承認取決めは各国の政府間の取決めで、一方、団体間の相互承認協定もあります。インドネシア会計士協会（IAI）とマレーシア会計士協会（MIA）による相互承認協定がこの例です。しかし、これは会員資格を相互に認めるというもので、相互の国でサービス提供を認めるというものではありません。同じように、シンガポール勅許会計士協会（ISCA）は、CPAオーストラリアとの協定を結んでいますが、これは会員資格の相互承認ということです。したがって、職業会計専門家によるサービスの提供については、各国の政府間での取決めが必要となります。そして、ASEAN域内の職業会計専門家は、この政府間の取決めに従い、さらに、各国の国内法で定める資格要件及び業務提供に係る規制に従う必要があります。

例えば、職業会計専門家によるサービスの提供が可能になるための相互承認協定を、フィリピンが米国と締結したいと考えた場合も、米国公認会計士協会（AICPA）とフィリピン公認会計士協会（PICPA）の間での話し合いでは実現できず、政府間での交渉が必要になります。外国で資格を得た職業会計専門家が個別の相互承認協定によってASEAN各国でサービス提供が可能になるかどうかについては、受入国によって異なります。

例えば、カンボジアでは、ACCAの勅許公認会計士資格を認めていますので、この資格があれば、カンボジアでのサービス提供は可能です。フィリピンでは、ACCAの勅許公認会計士資格でサービスを行うことは認められていませんので、この資格があっても実務を行うことはできません。

外国の職業会計専門家の受入れについては、相互承認取決めで外部監査業務が除外されているため、現時点では、大きな懸念はありません。この取決めにによって資格を得た者は、例えば、会計教育に従事したり、簿記サービスの外部委託を請け負ったりできますが、外部監査業務には従事できません。今後、調整が進み、外部監査業務や、その他国内法で外国の職業会計専門家によるサービス提供が禁止されている分野が外国の資格保持者にも開放されるときがくるかもしれませんが、その場合には、相互承認取決めの第3条第2項にあるとおり、別途の二国間又は多国間の取決めが必要です。

⑦ AFAの準会員について

関川 話題が変わりますが、AFAの準会員についても少しお話をうかがえればと思います。AFAの準会員に求められることは何でしょうか。

Aguirre 現在、4団体がAFAの準会員となっており、これらは、ACCA、ICAEW、CPAオーストラリア、及びIICAA（現在のCAANZ）です。これらの団体は、地理的にはASEANに属していませんが、準会員としての加入が認められました。これらの団体のAFAでの主な役割は、正会員を支援することであり、どのような活動を行っており、専門的分野や最善の実務慣行（ベスト・プラクティス）の共有の面でどのような

支援を提供してくれるかなどが考慮され、承認が決定されます。実際にAFAは、これらの団体から多くの支援を受けています。

関川 AFAの準会員資格には、具体的な要件はあるのでしょうか。

Aguirre 準会員資格は、入会したいと希望する職業会計専門家団体に広く開かれています。より多くの会員がAFAに参加することで、より多くのアイデアが生まれ、発展が可能になると考えます。AFAの規約では、「ASEANの志を支援し、ASEANに友好的な国の、国際的に認知された職業会計専門家団体の加入を認める権限をAFA理事会に与える」としています。

関川 JICPAが、将来、AFAと協力するといったことも考えられますか。

Aguirre 個人的に、JICPAは国際的に認知された職業会計専門家団体と考えますので、それはAFAにとって歓迎すべきことだと思います。実は先日、JICPAを訪問した際に、森公高会長に、AFAの理事会に参加されませんかとお誘いしたところです。AFAはASEAN諸国の団体の組織ですが、その他の団体から支援を受けることで、発展がより加速すると私は考えています。もちろん、新しい会員の受入れについては、理事会での検討が必要になる事項です。

⑧ IFACの地域機構としての認知について

関川 AFAでは、AFA加盟団体のさらなる発展のため、ASEAN地域の会計士連盟としてIFACに認知されることを目指していると聞きましたが、IFACの地域機構となることでどのような便益があると考えますか。



Aguirre AFAの地位が正式に認められるということ以外に、AFA加盟団体の職業会計専門家制度の発展のための支援を受けられることがあります。IFACを通じて、世界銀行からの支援⁸が多く受けられるのではないかと希望を持っています。また、IFACに認知されることで、各AFA加盟団体にIFACの定める要求事項を遵守しなければならないという圧力が増し、これにより、各団体が能力向上に向けて努力し、発展のスピードが速まるのではないかと思います。大きな組織の一員となること、さらに、先に述べたAFAの準会員である国際的な職業会計専門家団体からの支援を受けることで、AFAは非常に多くの便益を享受することができると考えます。

IFACに認知された地域機構となるための検討ははじまったばかりです。IFACに認知されることで、AFAは能力向上の面で大きく進展するでしょう。これに関連して、IAIの助けを受けて、AFAの恒久的な事務局をインドネシアに設置しました。現在、IAIとも協力の上、AFAの事務局として継続的に貢献してもらえる人材を確保するための予算手当を検討しているところです。

⑨ 相互承認取決めの今後の展望

関川 最後に、相互承認取決めが実際に締結されたあとの展望についてうかがいます。相互承認取決めによってASEAN地域の職業会計専門家にどのような便益がもたらされるのでしょうか。

Aguirre 相互承認取決めの実施により、ASEAN地域の職業会計専門家にさらなる機会がもたらされると考えます。例えば、フィリピンには多くの優秀な公認会計士がいる一方、職業会計専門家が非常に不足しているASEAN諸国もあります。ASEAN域内の統合により、物品やサービスのより自由な貿易が実現することで、ASEANの世界市場における競争優位性が高まり産業が発展し、これにより職業会計専門家にも良い影響がもたらされることを楽しみにしています。どの国が最初に発展するかにかかわらず、国境がなくなるわけですから、職業会計専門家にも大きな機会が訪れると考えます。

関川 ASEAN地域の職業会計専門家については、その発展の程度に差があるというお話でしたが、今回の相互承認取決めは、先進的な国が発展途上にある国を支援することを含むという意味で、いずれの国も便益を享受し得るということですね。

Aguirre 今回の相互承認取決めがなくても、国境をまたいだ職業会計専門家によるサービス貿易が行われています。しかし、例えば、フィリピンの公認会計士は、カンボジアのサービス市場が開放されていることを知りません。したがって、開放されていることを周知するのです。この相互承認取決めによって競争は高まるでしょう。競争を勝ち抜くためには、自身の能力を向上させな

ければ、取り残されることになります。しかし、私は、この相互承認取決めのポジティブな側面を強調したいと思います。現在、共通の会計基準としてIFRSがあり、相互承認取決めによって新たな機会が生まれ、ASEAN自体も拡大しています。このような中で、私たちの世代、あるいは、子供たちの世代に良い影響が及ぼされることを望んでいます。今、私たちは、希望と意欲にあふれ、全員でASEANの統合にまい進しています。

関川 フィリピンの公認会計士のカンボジア進出のお話があったように、インドネシア、フィリピン、又はマレーシアといった国で、正式な身分証明や承認がない中でも活躍している日本の公認会計士も多くいるのではないかと思います。したがって、我々もこの相互承認取決めやACPA資格に関連して、将来、ASEANの統合がどのような方向に向かい、職業会計専門家によるサービスがどのように発展していくかについて、興味深く見守っています。

Aguirre この相互承認取決めが早々に締結されることを望んでいます。2014年8月にインドネシアで開催される会合で署名される予定です。相互承認取決めに基づく各種の制度構築は現在進行していますが、一夜ですべてが完成するというものではありません。ASEAN域内での資格の枠組みは現在も検討中です。それぞれの国がそれぞれの資格の枠組みを持っていますので、これを調整する試みが続けられています。この検討委員会の議長にフィリピンの会計審議会議長⁹が就任したことはとても喜ばしいことです。まだたくさん問題がありますが、これらすべて

を調整できるであろうという希望を持っています。

関川 本日はお忙しいところありがとうございました。

4 おわりに

ASEANで進められている相互承認取決めは、約6年にわたる検討、議論及び調整を経てようやく加盟国間で合意できる内容に作り上げられたもので、各加盟国及びその職業会計専門家団体の努力と強いコミットメントの賜物である。今回のインタビューからは、経済社会の格差が大きく、会計監査制度や職業会計専門家制度の発展の度合いにも大きなばらつきがあるASEANにおいて、一義的には、これらを揃えるための手段として今回の相互承認取決めが締結されたこと、今後は外部の力も借りながら格差を低減する取組みを加速させること、先進的な国が発展途上にある国を助けることで、特に、発展途上の国における職業会計専門家のレベルを向上させること、そして、この取決めによりASEAN間での競争を高めることで、先進的な国の職業会計専門家にも刺激を与えさらなる能力向上と発展を促すことが考えられていることが分かった。

実際に相互承認取決めによるACPA資格の付与などが開始されるまでには各国での検討と制度構築が不可欠であるため、すぐの実現は難しいものと考えられ、実効性の面からはやや不確定要素が多いと感じられるが、この相互承認取決めにより、ASEANとAFAは、職業会計専門家のさらなる発展に向けて、重要な第一歩を踏み出したといえる。日本とASEANの経済関係がますます緊密

化する中で、日本企業にとって、そして日本の公認会計士にとってのASEANの重要性がさらに高まることが予想され、ますます関心が高まるところである。今回の相互承認取決めの行方やAFAの今後の活動については、引き続き、情報収集を行い、適宜紹介していく予定である

(日本公認会計士協会事務局

渡場友絵)

〈注〉

1 AFAのウェブサイト参照 <http://www.mia.org.my/afa/> (現在、新しいウェブサイトを構築中とのことであり、2014年中の立上げが予定されている。)

2 『会計・監査ジャーナル』2014年7月号57~66頁参照

3 相互承認取決めの原文では、「監査報告書の署名を除く (except for signing off of the independent auditor's report)」と規定されている。除外範囲を、財務諸表の監査に係る業務全般 (注4で説明するCPC86211) とする規定にはなっていないため、監査関連業務全般が除外されているわけではない。したがって、署名を除く業務のうち、どの範囲の監査業務が実際に認められることになるのかは、加盟国によって異なると考えられる。

4 国際連合国際経済社会局統計部 暫定中央生産分類 (CPC: Provisional Central Product Classification, 1991年) に基づく自由職業サービス分類「会計・監査及び簿記サービス (Accounting, Auditing, and Bookkeeping Service)」参照 <http://career.kmu.edu.tw/dl/Provisional%20CPC.pdf>。「会計・

監査及び簿記サービス」はさらに「会計・監査サービス」と「簿記サービス」に小分類され、「会計・監査サービス」には、①財務諸表監査 (CPC86211)、②会計レビュー (CPC86212)、③財務諸表の調製 (CPC86213) 及び④その他の会計サービス (CPC86214) が定義されている。なお、本分類は2002年に更新されている (<https://unstats.un.org/unsd/statcom/doc02/cpc.pdf>)。

5 本協定は、2014年8月に最終承認され、各ASEAN加盟国により署名される予定であるため、協定本文は、署名後にASEANのウェブサイトに掲載される予定である。

6 注3参照。正確には、「監査報告書の提出 (signing off of auditor's report)」が除外されることになるが、インタビューでは便宜上、「外部監査業務」が用語として用いられたため、そのまま使用している。

7 ここでいう「職業会計専門家によるサービス」とは、会計・監査及び簿記サービスのほか、税務、コンサルティングなど幅広い分野を指すが、ASEAN加盟国によって各分野をどのように定義しているか、どの分野に職業会計専門家資格を必要としているか、また、どの分野に外国人 (外国籍の職業会計専門家) によるサービス提供を認めているかは様々に異なるため、ここでは一般的に、「職業会計専門家によるサービス」という用語を使用している。

8 世界銀行は、経済の発展等に職業会計専門家が果たす役割の重要性に鑑み、発展途上国における職業会計専門家の能力育成 (キャパ

シティ・ビルディング) に対する援助を継続しており、アジア・太平洋地域では、アジア・太平洋会計士連盟 (CAPA: Confederation of Asian Pacific Accountants) を実施団体とした各種能力育成に係るプログラム等への資金を拠出している。最近では、CAPAの加盟団体であるモンゴル公認会計士協会、フィリピン公認会計士協会及びベトナム公認会計士協会におけるCPDの構築支援を決定している (<http://www.capa.com.my/article.cfm?id=671>)。

9 フィリピン会計審議会 (BOA: Board of Accountancy) は専門家規制委員会 (PRC: Professional Regulation Commission) のもとに置かれた審議会の1つで、会計・監査業務に関わる基準や規制の採用及び実施、公認会計士制度に係る教育、試験及び資格付与並びに指導監督等を担う。詳細については、ウェブサイト参照 <http://www.prc.gov.ph/prb/default.aspx?id=1&content=1>